

「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例（案）」に対する意見の概要及び意見に対する本市の考え方

意見提出件数：6通（6名）20件

※意見の概要は、いただいたご意見の主旨を損なわない範囲で要約しています。

| 番号 | 項目 | 意見の概要 | 回答 |
|----|----|---|--|
| 1 | 全般 | ・認知症は誰もが発症する可能性があり、認知機能は年齢とともに衰えるもの。「認知症の人にやさしいまち」とはすべての人にとってやさしいまちにつながると思うので、認知症への理解と地域でのやさしさあふれる助け合いにつながることを期待している。 | 本市では、国の「認知症施策総合推進戦略（新オレンジプラン）」の推進も含め、市民誰一人として取り残さないとの決意のもと、本条例を制定していくこととしています。 条例において、認知症の人の尊厳やその人の意思を尊重し、安全安心して暮らし続けていけるまちを目指していくこと、また、認知症の人とその家族のより良い生活を実現するために必要な支援を受けられるよう社会全体で支えていくことを、基本理念として取組みを進めていくこととしています。 |
| 2 | | ・認知症になろうとなかろうと、人にやさしい町になれば、誰でも住みやすい町になる。自分のために何をすれば自分が元気で丈夫な老後を過ごされるか、それが見えてれば、認知症になっても、偏見や、差別されなく住みやすいやさしい町になるはず。 近頃は、認知症になっても、高齢者（人）と同じように頭を使い、体を使う事をすれば、発病するとしても発病の進行が遅くなると理解されるようになった。「認知症の人にやさしいまちづくり」ができれば、高齢者にも他の障害者にも優しい町になるはずで す。是非進めて下さい。 | 具体的には、市民・事業者・市が協働のもと、医療・介護関係者および大学等研究機関と連携しながら、「予防及び早期介入」「事故の救済及び予防」「治療及び介護の提供」「地域の力を豊かにしていくこと」の4つの柱となる取組みを推進することにより、認知症の人にやさしいまちの実現を目指してまいります。 |

| | | | |
|---|------------------------|---|---|
| 3 | 第1章 (2) 定義 | <p>・当事者中心の考え方をしてほしい。そうすることで認知症になった方や家族が少しでも穏やかに過ごすことができると思う。表現の仕方を、認知症の人ではなく、認知症になった方にしてほしい。言葉一つでご本人や家族が傷つく。言葉で考え方をすることで対応や印象も変わってくる。</p> | <p>本条例の基本理念において、認知症の人の尊厳やその人の意思を尊重し、安全安心して暮らし続けていけるまちを目指していくこと、また、認知症の人とその家族のより良い生活を実現するために必要な支援を受けられるよう社会全体で支えていくことと規定しています。</p> <p>ご指摘の点は、今後施策を推進していくうえで充分留意してまいります。また、引き続き、認知症ご本人やそのご家族の声を伺いしながら施策を進めてまいりたいと考えております。</p> |
| 4 | 第2章 (2) 予防及び早期介入 | <p>・医療産業都市として、認知症予防や治療・介入についてリードする役割を期待する。</p> | <p>神戸医療産業都市では、先端医療振興財団において、PETによるアルツハイマー病の早期診断に関する研究などを行っています。</p> <p>また、認知症に関する臨床研究を推進するため、認知症専門医等と臨床試験参加希望者とのネットワーク（KOBEMの忘れネットワーク）を構築しています。</p> <p>これらの研究基盤を活用し、神戸市・先端医療振興財団と世界的製薬企業との間で平成28年3月に締結した協定に基づき、新たな認知症治療薬の研究開発がすすめられています。</p> <p>さらに、WHO神戸センター及び神戸大学等による共同研究「認知症の社会負担軽減に向けた神戸プロジェクト」が同財団も参画して平成29年8月より本格開始しており、本市もデータ提供等で協力していきます。</p> <p>今後とも、WHO神戸センターとの連携や、神戸医療産業都市の研究基盤を活用し、認知症予防の研究や効果的な治療・介入につながる取組みを推進していきたいと考えています。</p> |

| | | | |
|----|------------------------|--|--|
| 5 | 第2章 (2) 予防及び早期介入 | ・認知症を発症しないようにする部分が少ない。MCI（軽度認知障害）の方をとりこぼしなく掘りあげることが発症を抑える要因となる。認知症になったらどうしようよりも、ならないようにする方に力を入れたほうがよいのでは。 | 認知症の予防や早期介入の取り組みは大変重要です。 本条例では、認知症の早期発見・早期介入に資する研究に対する介護等の情報提供による協力、認知症治療薬・早期診断手法の研究、認知症の予防や介護に関する製品・サービスの開発支援等の取り組み、認知症研究等で得られた成果等最新の知見の市民への還元等や施策への反映を推進していくこととしています。 具体的には、WHO神戸センター及び神戸大学等による共同研究「認知症の社会負担軽減に向けた神戸プロジェクト」において、本市がデータ提供等の協力を行うなど、対応してまいります。 また、早期受診につながる体制の確立、早期診断や適切な治療・介護の提供に必要な環境整備を行うこととしております。 このように、認知症の予防や早期介入の取り組みを引き続き推進していきたいと考えています。 |
| 6 | | ・MCIの方については、適切な認知症予防のプログラムを受けることによって認知症状が改善できるというデータもありMCIの対象の方を限定にし、神戸市における認知症状が改善できるプログラムを検討し、実際にそのプログラムを計画的に受けられるような仕組みを作りたい。 | |
| 7 | | ・認知症になった方とそれを支える方のバランスが保たれてこそ支援が成立するので、認知症にならない生活というのをも同時に推し進めていく。 | |
| 8 | 第2章 (3) | ・事故の予防と救済について、今後の別に定められる内容に期待する。 | 本条例においては、認知症の人やご家族が安心して暮らすことができるようになるため、認知症と診断された人による事故について、判定に基づき給付金を支給することとしております。 |
| 9 | 事故の救済と予防 | 新聞で見たが、事故の救済制度はどういった内容になるのか。多くの方を救済してほしい。 | 実施に向けては解決すべき課題が多くありますので、本年秋頃までを目処に、「事故救済制度に関する専門部会」において引き続き検討を続け、平成31年度の制度開始を目指すこととしています。 |
| 10 | | 認知症の人に優しく、認知症ではない人にもやさしいまちづくりが大切だと思う。認知症の方が起こした事故に対して、責任をとらなくてもいいというのは、認知症の方やその家族にとってはよいが、被害者からみればどうなのか。家が壊された、命を奪われたけど、認知症の人だから仕方がないと思えるだろうか。 | 事故救済制度が認知症の人やご家族のみならず地域全体の安全安心な暮らしにつながる制度となるよう検討してまいります。 |

| | | | |
|-----|----------------------------|---|---|
| 1 1 | 第 2 章 (3) 事故の 救済と | 認知症の方の運転免許の返納は大事だが、免許返納後の支援もあわせて考えてほしい。 | <p>診断により認知症であることが判明した時は、道路交通法の規定により、運転免許を取消し等となります。</p> <p>本条例では、運転免許自主返納の推進に</p> |
| 1 2 | 予防 | <p>・運転免許自主返納の推進は、家族や周囲にとっては安心だが、安易に返納をすすめられてしまうと、本人の社会参加や残存能力活用とは相反するのではないか。</p> <p>・認知症の疑いを正確に判断し、本当に自主返納が必要な人は速やかな返納を、そうでない人は必要なときを見定めて運転を卒業できるような啓発や仕組みづくりが大切であり、適切なタイミングでの返納ができるよう研究を進めてほしい。</p> | <p>合わせて、移動手段の確保など地域での生活支援に努めることとしており、具体的な方策について検討していきたいと考えております。</p> <p>なお、運転に必要な能力評価については、75歳以上の高齢者に対し一定の違反行為があった場合や免許更新時に認知機能検査が実施されておりますが、認知症と安全運転の関係については、国において調査研究が進められる予定です。</p> <p>また、介護保険を利用されている方の対応においては、サービス担当者会議での検討内容（ご本人の記憶障害や生活上の障害の程度、鑑別診断結果等）を、あんしんすこやかセンターや認知症初期集中支援チームへつなぎ、認知症の疑いがある方の自動車運転に関する相談に充分に応じるなど、適切な支援につながるよう、連携・協力しながら対応を進めていく必要があると考えています。</p> |
| 1 3 | | <p>・運転免許の取り消しは、運転に必要な能力評価をして、基準に達していなければ必要だと思う。自主返納は、返納が必要な方こそ難しいと思う。評価に達していない場合は取り消しと同じで評価が必要だと思う。</p> <p>・あんしんすこやかセンター職員やケアマネジャー等の意見も考慮し、サービス担当者会議等でも検討してはどうか。主治医や家族等関わる人達で連携して情報を集め、行政主導で取り消し・返納に取り組む必要があると思う。</p> | |

| | | | |
|-----|-------------------------------|---|--|
| 1 4 | 第 2 章 (4) 治療及び介護 の提供 | <p>・認知症の方と特にその家族が抱える負担ははかり知れない。実際に同居して世話されている人でないとその兄弟や親類、近隣の方でもわからない苦勞である。家族の方が心身に余裕があれば、ご本人も健やかな時間が増える。</p> <p>・「介護にかかる人材の確保と、資質向上」とあるが、家族を支える在宅ヘルパーはどんどん不足して、疲弊し、資質向上どころではない現状であり、何とか改善してほしい。認知症の方が利用できるショートステイ先も増やしてほしいが、施設の人手不足の解消が先決かと思う。</p> | <p>本条例では、基本理念において、認知症の人とその家族のより良い生活を実現するために必要な支援を受けられるよう社会全体で支えていくこととしています。</p> <p>本市では、本市独自の介護保険の上乗せサービスとして、ヘルパーによる長時間の話し相手や見守り等を行う「ほっとヘルパーサービス」や、「認知症カフェ」の登録・紹介、「介護リフレッシュ教室」の開催などを行っています。さらに今年度より、活動意欲の高い認知症サポーターをボランティアとして養成する「訪問サポーター派遣事業」を開始します。これらの事業を引き続き推進し、認知症の人とその家族の負担を軽減できるよう取り組んでいきます。</p> <p>また、介護保険サービスの利用者が増加すると見込まれる中、介護人材の確保・定着は喫緊の課題です。今後も、国・県・市の役割分担の下、事業者団体等との連携も通じて、人材確保・定着の充実に努めてまいります。</p> |
|-----|-------------------------------|---|--|

| | | | |
|-----|------------------------------|--|---|
| 1 5 | 第2章 (5) 地域の力を豊かにしていくこと | <p>・地域の力を豊かにする具体的な取り組みが記載されていることで、今後地域で支援活動に取り組む際の指針となり、本条例が人々の生活に活かされ、認知症のひとにやさしいまちづくりが実現していくものと期待している。地域住民や専門職、企業や事業所に条例の内容が浸透し、それぞれの取り組みが速やかに広がるよう期待している。</p> | <p>本条例では、地域の力を豊かにしていく取り組みとして、介護予防事業の推進、地域住民や支援者と交流できる環境の整備、社会での役割・生きがいを持てるような社会参加の場の提供、あんしんすこやかセンター単位での認知症高齢者等声かけ訓練の促進等意識の醸成、認知症への理解を深める啓発及び行方不明者早期発見のためのICTを活用した取り組み等認知症の人の見守りの推進、児童及び生徒に対する認知症の人を含む高齢者への理解を深める教育の推進などを規定しております。</p> |
| 1 6 | | <p>・早期発見、早期介入が認知症の人の介護には一番必要であり、手法の研究よりも地域のネットワークの活性化を行う必要があると思う。特に、老老介護や一人暮らしで認知症になられた方の情報は、近所の方がどのくらいその方に關心を持っていて関わっているかによる。認知症の人が積極的に（自分から）地域の方と交流することは少ないため、地域の力が必要となる。</p> <p>・高齢者の介護にはいろいろな方の介入が必要で、自治会・婦人会等の既存の地域ネットワークの活性化が高齢化社会を乗り切るためには重要。</p> | <p>また、地域のネットワークについては、これまで民生委員等地域の支援者による高齢者の見守り活動や各あんしんすこやかセンター圏域での支援ネットワークづくりに取り組んできました。</p> <p>これらについて、市民や専門職、企業や事業所の方々と連携して取り組み、理解や支援が広がるよう対応を進めてまいります。</p> |
| 1 7 | | <p>・地域包括支援センター単位での声かけ訓練を実施する際には、特に自治会等地域住民の関係団体の周知に関しては、声かけ訓練の必要性を神戸市より積極的に働きかけていただきたい。</p> | |

| | | | |
|----|------------------------------|--|---|
| 18 | 第2章 (5) 地域の力を豊かにしていくこと | ・(5)①の「介護予防事業」について、「予防」という言葉から「認知症」が悪い病気のイメージをもつ。「生活力向上事業」くらいの文言ではどうか。 | <p>本市では、健康寿命の延伸を目標に掲げ、市民・事業者と連携し、介護予防の推進等に取り組んでおります。介護予防とは、認知症に限らず、高齢期の方に、健康に気を付け元気に過ごしていただけるよう取り組んでいくものです。</p> <p>出来る限りの自立した生活や生活能力の維持・向上も含め、前向きに取り組んでいただく活動と考えております。</p> <p>ご指摘の点につきましては、今後とも広報を行う際に留意してまいります。</p> |
| 19 | | ・認知症高齢者は増えており、市民の理解をもっと広げていく必要がある。市民への啓発を十分に取組んでほしい。 | <p>認知症サポーターの養成や、あんしんすこやかセンター単位での認知症高齢者等声かけ訓練の促進等、市民や関係団体等に対し、認知症について正しい理解を深める取り組みをより進めていきたいと考えております。</p> <p>また、若い世代の理解も重要であると考えておりますので、児童・生徒に対する認知症の人への理解を深める教育も推進していきます。</p> |
| 20 | | ・当事者が働ける場や居場所を作ってほしい。 | <p>本条例では、認知症の人とご家族が地域住民や支援者と交流できる環境整備や、認知症の人が社会での役割・生きがいを持てるような社会参加の場の提供等に取り組むこととしています。</p> <p>誰もが自由に参加し、気軽に相互交流や相談等ができる集いの場である「認知症カフェ」の登録・紹介を推進するなど、認知症の人とそのご家族が安心して過ごせる居場所づくりの取り組みを進めてまいります。</p> <p>また、就労については、特に若年性認知症の人は、働き続けたいとの思いが強い方が多くおられることから、兵庫県が若年性認知症専門の相談センターを設置し、専門</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>職による電話・訪問等の一般相談と、弁護士・社会保険労務士・医師などによる専門相談を行なっております。</p> <p>また、障害者手帳を取得した場合は、就労移行支援や就労継続支援が利用できますので、ハローワーク（公共職業安定所）と兵庫障害者職業センターとの連携により、本人に合った働き方ができるよう、本人と雇用主からの相談に対応しています。本市としても、就労を希望される方に対して適切にご案内できるよう、各相談窓口における情報提供に努めているところです。</p> |
|--|--|---|